

1 計画の目的と位置づけ

第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（以下、「第4次プラン」）では、本市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

- ◇「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。
- ◇「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含しています。

2 計画の期間

第4次プランの計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第4次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基本理念と目標

第1次プランから第3次プランへと掲げてきた基本理念を引き続き尊重し、計画を推進します。

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の6つの基本目標（第3条）及び7つの基本的施策等（第9条）に基づき計画の目標を定め、施策・事業に取り組みます。

男女共同参画社会の実現のためには、引き続き解決しなければならない課題がある一方、新たな対応が必要である課題があることから、次の7つを計画の目標を基に施策を展開します。

基本理念	目標	施策の方向
女と男 共に生きるさいたま市の実現	I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究 2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知 3 市民・事業者との連携の推進 4 男女共同参画推進センター機能の充実
	II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2 男性にとっての男女共同参画の推進 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点事項1】 4 メディアにおける男女共同参画の推進
	III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点事項2】女性活躍 2 あらゆる分野における女性の参画の拡大
	IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実【重点事項3】女性活躍
	V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	1 働く場における男女の均等待遇の促進 2 女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点事項4】女性活躍
	VI だれもが安心して暮らせるまちづくり	1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備【重点事項5】 2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 3 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり 4 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進
	VII 女性に対する暴力のないまちづくり	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

女性活躍：女性活躍推進計画関係

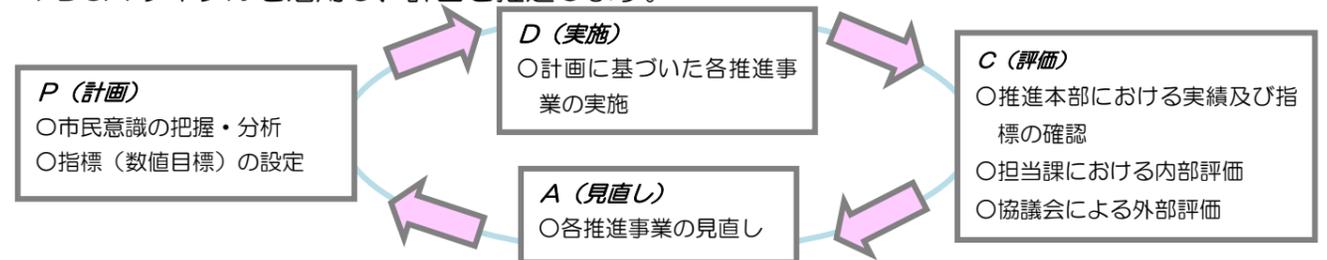
4 計画の推進について

計画の推進にあたっては、市と市民と事業者の協働により、推進します。推進の具体的方法として、次の5つの点に留意して計画を推進します。

1	さいたま市男女共同参画推進本部 施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制のもとに関係する各局区等が連携して取り組みます。
2	指標（数値目標）の設定 計画を推進するための指標（数値目標）を設定します。
3	年次報告の作成と公表 毎年、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し、男女共同参画のまちづくりの推進状況と施策の実施状況を公表します。
4	さいたま市男女共同参画推進協議会 市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を、施策に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。
5	事業・数値目標の見直し 法制度の整備や事業の進捗に伴う新たな取組の追加、数値目標の見直しなどについては、計画期間の途中であっても、必要な対応を行います。

5 計画の進行管理について

PDCA サイクルを活用し、計画を推進します。



6 第4次プラン策定にあたっての方針

- ・さいたま市男女共同参画推進協議会から答申（H30.3）された提言書を最大限に尊重します。

■第3次プランから継承するもの

- 基本理念
- 計画の推進方法
- 計画の進行管理
- 「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」との整合
- 全庁的な取組（5項目）
 - 1 男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成
 - 2 審議会等委員への女性の登用促進
 - 3 審議会等委員の市民公募の実施
 - 4 職務・職場の固定的性別や役割分担の見直し
 - 5 被害者及びその関係者に関する情報

■第4次プランで見直し・追加するもの

- 重点事項（5項目）
重点事項をすべて見直し新たに設定しました。
- 「さいたま市女性活躍推進計画」を包含
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含します。

7 計画における重点事項

第4次プランでは、これまでの取組及び国、県の基本計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、次の5項目を重点的に取り組みます。

「女性活躍推進法」第6条第2項に規定されている「市町村行動計画」として位置付けていくことから、重点項目2・3・4を女性活躍推進施策関連としました。

重点事項1：男女共同参画を推進する教育・学習の充実

市民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識は、若い年代ほど解消傾向が見られるものの、依然として根強く残っています。固定的な性別役割分担意識から脱却するためには、子どもの頃からの男女平等の理解を深めるための教育が重要であるため、重点事項に位置付けます。

具体的取組

- ・親の学習、家庭教育学級等の実施
- ・家庭教育、子育てセミナー等の開催
- ・キャリア教育の推進
- ・さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」 など

重点事項2：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性活躍

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならず、また将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が必要不可欠であるため、重点事項に位置付けます。

具体的取組

- ・審議会等委員への女性の登用促進
- ・審議会等委員の市民公募の実施
- ・女性職員の管理職への登用促進
- ・市の女性職員の職域拡大
- ・積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知 など

重点事項3：多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実

女性活躍

市民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識などから、家事や子育て・介護等における女性の負担が大きい状況が続いており、男性の家事・育児、介護等への参画や地域社会への貢献が十分ではない状況です。今後、男女が共に家庭・地域活動等へ参画を促進するため、子育てや地域活動に関する情報の提供や支援の充実、介護を理由とした離職や孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減などに取り組むことが必要であるため、重点事項に位置付けます。

具体的取組

- ・介護支援者策の充実
- ・子育て支援策の充実
- ・子育て情報の提供と学習機会の充実
- ・保育施設等の整備・充実 など

重点事項4：女性の経済的自立に向けた取組の推進

女性活躍

総務省の平成28年労働力調査によると、女性の非正規雇用者の割合は過半数を超え、正規の職員・従業員の仕事がないという不本意な理由により、非正規として就業している割合も20代後半から30代前半で高くなっています。だれもが安定した生活基盤を作れるよう、非正規から正規雇用への転換など、若年層や未婚の女性への経済的自立に向けた支援を推進するため、重点事項に位置付けます。

具体的取組

- ・女性労働に関する情報の収集・提供
- ・再就職支援のための講座等の開催
- ・女性の再就職支援
- ・働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及
- ・パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発 など

重点事項5：困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

厚生労働省が実施した平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親家庭のうち、母子家庭は、父子家庭に比べ、平均所得額も低く経済的に不安定で、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭の親子等が安心して暮らせるよう相談体制の充実や、世帯や子どもの実情に応じた支援に取り組むため、重点事項に位置付けます。

具体的取組

- ・ひとり親家庭の生活安定と自立支援
- ・ひとり親家庭等医療費支給事業
- ・ニートの就労機会の創出
- ・学校教育相談員による相談の充実 など

8 全庁で取り組む事業

- 1 男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成
- 2 審議会等委員への女性の登用促進
 ≪数値目標≫指標：審議会等における女性委員の割合、女性のいない審議会の数
 現状地（平成29年度末）36.1%、2件 ⇒ 目標値（平成35年度末）42.0%、0件
- 3 審議会等委員の市民公募の実施
 ≪数値目標≫指標：公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率
 現状値（平成29年度末）未調査 ⇒ 目標値（平成35年度末）20%以上
- 4 職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直し
- 5 被害者及びその関係者に関する情報

9 スケジュール（平成30年度）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●協議会「計画案」について	●本部会議「素案」について ●「素案」議会報告				●協議会「計画案」について	●本部会議「計画案」について ●「計画案」議会報告	
		←→ パブリック・コメント実施			←→ ●「計画案」庁内確認		●第4次プラン策定 ●パブリック・コメント結果公表